

加茂市命綱固定アンカー設置補助金 Q&A

・申請手続きに関すること

Q1	すでに行った工事は補助対象になりますか？
A	補助対象になりません。工事着手する前に申請し、交付決定後に工事着手できるようにご準備ください。
Q2	借家または貸家に命綱固定アンカーを設置する工事は補助対象になりますか？
A	補助対象になります。ただし、補助対象者は借家または貸家に居住している方に限られます。交付申請時には所有者の同意を得る必要があります。
Q3	これから加茂市内に転入する予定ですが、申請は可能ですか？
A	加茂市内に居住している方が対象となるため、転入後に申請をお願いします。
Q4	処分制限期間が3年と定められていますが、なぜですか？
A	国税庁が公表している減価償却資産の耐用年数表（別表第一）に基づき、命綱固定アンカーの処分制限期間を定めています。命綱固定アンカーは仮設材として使用されることを鑑みて、別表第一の「工具」に掲げる「金属製柱及びカッペ」の耐用年数を適用しています。

・工事内容に関すること

Q1	命綱固定アンカーの設置はどこに頼めば良いですか？
A	命綱固定アンカーは製品として販売されていないため、建設業者（工務店や板金業者など）にご相談いただき、屋根のタイプにより住宅に適合した施工方法を選定ください。窓口にて加茂市内の業者をご紹介しますので建設課建築係までお問い合わせください。
Q2	命綱固定アンカー設置工事と併せて外壁改修工事などを実施する場合、足場工事費はどこまでが補助対象となりますか？
A	外壁改修工事などに必要な足場工事費は補助対象になりません。併せて改修工事など実施する場合、命綱固定アンカー設置に係る足場工事費が明確となるように見積りを分けていただくか、見積りの中で内訳を分けてください。なお、別途足場仮設図面など資料の提出を求める場合があります。